

行政への書類提出チェックリスト

移転後の手続きは速やかに！
 実際の締切日を記入し、終わったものに
 チェックしていきましょう！

関係官庁への提出					
手続先	手続内容と書類	届出期限	締め切り日	窓口	チェック
法務局 (登記所)	a)本店移転 本店移転登記申請書」 定款の変更 ※取締役会議事録or株主総会 議事録を添付	移転日から2週間以内	／ まで	旧所轄登記所 商業法人係	
	b)支店移転 支店移転登記申請書 ※取締役会議事録	<本店所在地> →移転日から2週間以内 <支店所在地> →移転日から3週間以内	／ まで	旧所轄登記所 商業法人係	
税務署	a) 事業年度「納税他・その他の 変更異動届出書」 ※ 移転手続き完了後の)登記 簿謄本を添付	移転後遅滞なく	／ まで	新・旧納税他 所轄税務署	
	b) 給与支払事業所等を開設・ 移転「廃止届出書」	移転日から1ヶ月以内	／ まで	旧税務事務所	
都道府県 税事務所	事業開始等申告書」 ※登記簿謄本	事業開始の日から10日以内	／ まで		
社会保険 事務所	適用事業所所在地 名称変更(訂正)届」	5日以内	／ まで		
公共職業 安定所	雇用保険事業主事業所各種変 更届」	変更のあった日から10日以内	／ まで		
労働基準 監督署	a)労働保険 名称・所在地等変更届	速やかに	／ まで	・同一轄内での移転の場合、 その所轄監督署 ・同県内での管轄外への移転 の場合、新所轄監督署 ・県外への移転の場合、旧所 轄監督署へ廃止届を提出し、 新所轄監督署へ成立届を提 出	
	労働保険概算・増加概算・確定 保険料申告書	移転後保険関係成立の日 から50日以内	／ まで		
	労働保険関係成立届」	移転後保険関係成立の日 から10日以内	／ まで		
	b)労働基準法に関するもの 適用事業報告 就業規則届 時間外労働、休日労働に関す る協定案	移転後速やかに	／ まで	新所轄監督所へ 新規として提出	
	c)安全衛生に関するもの 安全管理者選任報告」 衛生管理者選任報告」 産業医選任報告」	移転後速やかに	／ まで	新所轄監督所へ 新規として提出	
消防署	防火管理者選任届」	遅滞なく	／ まで		
郵便局	転居届」	転居判明後速やかに	／ まで		
警察署	車庫証明」		／ まで		

※行政により提出書類は異なるので必ず確認しましょう。